

○宮崎市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月29日条例第1号

改正

平成14年7月5日条例第30号

平成20年9月18日条例第33号

平成20年9月29日条例第34号

平成23年3月31日条例第2号

平成24年12月26日条例第67号

宮崎市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象等)

第2条 政務活動費は、宮崎市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対し、規則で定めるところにより交付する。

(交付の額及び方法)

第3条 政務活動費の月額額は、当該政務活動費を交付する日の属する月の初日における会派の所属議員数（同日において所属議員数が増減したときは、増減後の数）に8万円を乗じて得た額とする。

2 政務活動費は、4月に同月から9月まで（以下「前期」という。）に係る分を、10月に同月から翌年3月まで（以下「後期」という。）に係る分を交付する。ただし、前期又は後期の途中において議員の任期が満了するときは、当該任期が満了する日の属する月までに係る分を交付する。

3 前項の規定にかかわらず、新たに結成された会派に対する政務活動費は、前期に結成された場合にあつては結成された日の属する月の翌月（その日が月の初日のときは、当月）に同月から9月までに係る分を、後期に結成された場合にあつては結成された日の属する月の翌月（その日が月の初日のときは、当月）に同月から翌年3月までに係る分を交付する。ただし、前期又は後期の途中において議員の任期が満了するときは、当該任期が満了する日の属する月までに係る分を交付する。

(調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派における所属議員数が増加したときは、当該増加した日の属する月の翌月の末日までに、既に交付した政務活動費の額と当該政務活動費に係る各

月の初日における所属議員数（同日において所属議員数が増加したときは、増加後の数）に8万円を乗じて得た額の合計額との差額を交付する。

2 政務活動費の交付を受けた会派における所属議員数が減少したときは、当該会派は、当該減少した日の属する月の翌月の末日までに、既に交付した政務活動費の額と当該政務活動費に係る各月の初日における所属議員数（同日において所属議員数が減少したときは、減少後の数）に8万円を乗じて得た額の合計額との差額を返還しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき（議会の解散により解散したときを含む。以下同じ。）は、当該会派の代表者であった者は、当該解散した日の属する月の翌月（その日が月の初日のときは、当月）以後の月に係る政務活動費を当該解散した日から10日以内に返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（出納責任者）

第6条 政務活動費の交付を受ける会派は、政務活動費に係る収入及び支出の責任者を置かなければならない。

（報告書の提出等）

第7条 会派の代表者は、各年度ごとに、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（次項において「報告書」という。）を作成し、これに領収書その他の規則で定める証拠書類を添えて、翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項ただし書又は同条第3項ただし書の規定により政務活動費の交付を受けたときは、会派の代表者は、報告書及び前項の証拠書類（以下「報告書等」という。）（当該年度中に交付を受けた政務活動費に係るものに限る。次項において同じ。）を、任期が満了する日の属する月の翌月の末日までに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、報告書等を、当該解散した日から10日以内に議長に提出しなければならない。

4 議長は、前3項の規定により報告書等の提出を受けたときは、当該報告書等の写しを速やかに市長に送付するものとする。

(透明性の確保)

第8条 議長は、前条第1項から第3項までの規定により報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(返還)

第9条 市長は、一の年度において、会派が交付を受けた政務活動費の総額から当該会派が第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額の返還を命ずることができる。

(報告書等の保存及び閲覧)

第10条 議長は、報告書等をその提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 市民は、議長に対し、報告書等の閲覧を請求することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月5日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年9月18日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年9月29日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月31日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年12月26日条例第67号)

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の宮崎市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

(宮崎市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

3 宮崎市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第60号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表(第5条関係)

区分	用途
調査研究費	(1) 会派が研究会若しくは研修会を開催し、又は会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために必要な経費 (2) 会派が先進地調査又は現地調査を行うために必要な経費
事務費	会派が行う活動に要する資料を作成するために必要な経費
資料購入費	会派が行う活動に要する資料、図書等を購入するために必要な経費
広報広聴費	(1) 会派が議会活動をし、又は市の政策について住民に広報をするために必要な経費 (2) 会派が住民の意見、要望等を聴く会議等を開催するために必要な経費
人件費	会派が行う活動を補助する者を雇用するために必要な経費
要請・陳情活動費	会派が要請及び陳情の活動を行うために必要な経費